

公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和7年11月19日

富谷市長 若 生 裕 俊

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度 富谷市観光ガイドブック制作業務
- (2) 履行場所 富谷市経済産業部産業観光課 指定場所内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 概 要 富谷市観光パンフレットの掲載内容を見直し、最新の観光情報や魅力を十分に伝えるため刷新するもの。刷新にあたり最新情報を常に発信できるようガイドブックを補完する目的でデジタルコンテンツを導入し、情報をリアルタイムに発信し、効果的な情報発信の実施を目的とする。
- (5) 委託料上限額
2,211,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (6) 支払条件 前払 なし 部分払 なし

2 参加資格に関する事項

- (1) 国又は地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 富谷市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当しない者であること。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。

3 手続等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
受付担当課	企画部財政課	022 - 358 - 0619	〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
業務担当課	経済産業部 産業観光課	022 - 358 - 0524	

- (2) 参加表明書の取得方法
参加表明書類の取得は、5の表に示すとおりとする。
- (3) 設計図書等の閲覧等
当該業務に係る仕様書及び関係書類（以下「設計図書等」という。）は、閲覧に供する。
設計図書等の閲覧期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。
- (4) 疑義事項について
 - ① 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
 - ② 質問書に対する回答書は、5の表に示す期日に富谷市ホームページ上へ掲載する。

4 参加資格の確認等

(1) 申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類（①については、3の(2)により配付する様式による。）を正1部提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書
- ② 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- ③ 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚

(2) 参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

持参または郵送（配達証明付郵便）による。

なお、封筒には「プロポーザル参加申請書類在中」と朱書きすること。

② 提出期限及び場所

5の表のとおりとする。

(3) 参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を財政課へ提出するものとする。

5 日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧及び参加表明書取得	期間 令和7年11月19日（水）から	富谷市ホームページ
質問の受付 (FAXによる受付)	期間 令和7年11月20日（木）から 令和7年11月28日（金）まで	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課 【FAX】022-358-2359
回答書の送付	期日 令和7年12月 3日（水）	富谷市ホームページに掲載
参加表明書提出期限	期限 令和7年12月8日（月）まで 郵送の場合は同日到着分まで受付	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 2階 企画部財政課
業者登録証発送	期日 令和7年12月11日（木）発送	不適格の場合のみ、事前に電話連絡します
企画提案書等の提出 (提出部数10部)	期限 令和7年12月15日（月） 午後3時まで	郵送又は持参 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課
一次審査 ※企画提案書等の書類審査	期日 令和7年12月17日（水）	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 経済産業部 産業観光課
一次審査結果通知	期日 令和7年12月18日（木）	メール、FAX等による通知

二次審査会(プレゼン) 予定日	期日 令和7年12月22日(月)	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 3階会議室
二次審査結果通知 予定日	期日 令和7年12月25日(木)	郵送及びホームページ掲載

(注) 上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

6 失格条件

2に示す参加資格の条件を満たさなくなった者又は提出書類に虚偽の記載をした者。